

Ⅲ 川崎市子どもの権利委員会の意見

1 総論的意見

川崎市は、「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて関係部署が3年間（2011年～2013年）取り組んできた諸施策、事業、取組みについて、一覧化し総合的な自己評価を行った。市によるこの自己評価に関して、川崎市子どもの権利委員会は子どもの権利の浸透・拡充の観点から検証、審議し、報告書を作成した（条例39条）。

「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定（2001年施行）して2015年で15年目、昨2014年は日本政府が条約を批准（1994年）して20周年でもあった。こうした節目の新たな歩みの前に川崎市ならびに子どもの権利委員会が、子どもの権利の保障にむけた直近の取組を振り返り、評価し、課題を確認することは、条例をさまざまな場面でいっそう活かすことにつながるものと思われる。

第3次行動計画に対する自己評価の検証にあたっては、第2次行動計画に対する第4期権利委員会の評価と提案、さらに今期の権利委員会の検討に基づいて、以下の点に留意しつつ検証・評価作業を進めた。

- ・市（各所管部署）が行った自己評価に子どもの視点が入り入れられているか。
- ・理解しやすいか（わかりやすさ）。
- ・数値目標に対する実績評価が適確になされているか。
- ・条例条文との相関性を示す努力がされているか。
- ・子ども関連事業で子どもに成果がわかるよう努めているか。

先の観点からの全体的な評価・提言については、以下の通りである。

「行動計画進捗状況調査票」における新しい取り組みとして、①「推進施策」の項目に関連する条例の条項を示したこと、また②「具体的な取組み」を各事業の「目標」と位置づけ、その下に続く各事業取組みを所管部署ではなく「事業の内容」で示したこと、③経年の点検が可能な表記にしたこと、④3年間の評価項目で「子どもの視点からの成果と課題」を評価項目の軸にしていることなどが工夫されており、その一覧性と事業位置づけ、自己評価の視点が以前より明確になっている。

課題・提言としては、自己評価の高い項目の中に、同様の事業の継続のなかの何を評価したのか曖昧なものも見受けられた。全般的にも目標（目的）との関係から評価の視点をいっそう明確にすることが求められる。また、それとの関連の中で数値目標、実績数値が意味を持つものを適確に精査する必要がある。それは、「実施の報告だけに終わっている」とされた前期の課題を克服していく契機となるだろう。

「子どもの目線からの自己評価」については、問題意識はうかがわれるが未だ十分なもの

となっていない。事業評価に子どもの意見が反映されているか（意識しているか）といった観点に留意し、自己点検・評価する姿勢が求められる。

次に、施策の方向1～4のそれぞれに関する評価・提言を示す。

2 施策に対する意見

(1) 施策の方向1「子どもの相談及び救済の充実」について

【推進施策1】は、子どもがいつでも安心して気軽に相談できる体制や環境の整備と、広報について子どもにわかりやすく親しみやすいよう工夫して実施すること、また、子ども自身がSOSを発信できるよう支援するものである。

具体的な取組として、①子どもが安心して気軽に相談できるよう学校や地域の相談窓口の体制や環境の整備・充実と人権オンブズパーソンとの連携、②子どもに配布している各種相談カードの配布時期・方法の工夫と、ホームページ等の子ども向け広報の充実、③人権オンブズパーソンが子どもに周知されるよう学校や施設、地域に出向く等、相談及び広報・啓発活動の充実を図ることがある。

①におけるインターネットに関する相談窓口での対応は一定の効果が見られるが、ネットトラブルは年々増加傾向にあるため一層の未然防止や解決が重要である。②における子ども向けホームページは「わかりやすく・親しみやすく」を目的にリニューアルがなされている。引き続きタイムリーな情報発信や子どもの意見を取り入れる等の工夫の継続が望まれる。

教育委員会の電話相談は年末年始を含む24時間体制と拡充が図られ、人権オンブズパーソンではDVD作成等、広報手段の拡充が見受けられるが、ひき続き広報の工夫は必要である。また、学校、地域の相談窓口との連携のもと相談対応に関する検証等、子どもの視点に立った課題整理と対応の充実が必要と思われる。2014（平成26）年実施の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」では、困ったり悩んだりしても6割の子どもがどこの相談機関にも相談しないという結果もあり、安心して気軽に相談できる環境の整備と、相談窓口についての子どもにわかりやすい効果的な広報が強く求められる。

【推進施策2】は、子どもの救済にあたって、子どもの最善の利益の確保の原則のもとに権利擁護のための必要な支援と施設整備をするものである。

具体的な取組として、①学校における子ども対応に関する手続きの適正化、②人権オンブズパーソンの相談・救済機能等の充実、③区役所子ども支援室等の取組推進、④児童相談所の機能強化、一時保護所の環境整備、児童養護施設の整備推進、ファミリーホーム及び里親制度の拡充、施設退所後のケアがある。

このうち③については、各区に、児童家庭課を設置し保健師、子ども教育相談員に加え心理職、社会福祉職、保育士が配置され専門性が強化されたが、新しい組織でもあるためおと

なや子ども自身が気軽に相談できるよう一層の周知が必要である。

①と④について、学校においては一人ひとりのニーズに合わせた指導・助言等の実施や、施設整備ではより家庭的な養育を目指した児童養護施設の整備が進められた。また、既存施設のユニットケアへの体制変更や発達障害等の子どもの専門施設の計画等が推進されている。さらに、ファミリーホーム及び里親支援等の推進が図られており環境の整備は充実の方向にある。

【推進施策3】は、個別の支援を必要とする子ども（児童養護施設等で生活している子ども、多様な文化的背景をもつ子ども、障害のある子ども、不登校の子どもなど等）に配慮した相談の実施と救済体制の整備をするものである。

具体的な取組として、①発達障害を含む障害のある子どもの支援を行うための施設整備、精神衛生外来診療及び相談窓口の充実、②学校における心の健康相談、③施設等にいる子どもへの相談実施や、情報提供、学習・文化へのアクセス機会の確保、④多様な文化的背景を持つ子どもへの支援、日本語指導等の協力者派遣、⑤適応指導教室（ゆうゆう広場）の充実、不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンド等の充実と情報交換や研修の実施、⑥要保護児童対策地域協議会を通じた保護や支援を必要とする子どもの把握と情報共有、⑦DV被害者の子どもへの支援施策の推進、⑧児童福祉施設や里親家庭の子どもに対する権利の周知、里親家庭用の「子どもの権利ノート」の作成、⑨個別の支援を必要とする子どもや保護者等への相談・支援等の推進がある。

このなかで、①については、障害のある子どもへの専門医による支援は進んだが、精神衛生外来診療では人材確保に苦慮し、増え続ける需要に応じきれない事態が生じている。相談につながるまでの期間短縮と療育サービス全般の質・量の早急な充実が求められる。

④について、日本語指導が必要な児童生徒への支援は、協力者の派遣件数が年々増加しており、一定の成果が見られる。また、適応指導教室（ゆうゆう広場）は増設され、メンタルフレンドの活用などから登録児童生徒のうち3割以上が学校復帰を果たすなどの効果が見られる。

⑥～⑧について、施設で生活している子どもに対しては、児童相談所の担当者より「子どもの権利ノート」の説明が行われているが、施設と協力しこまめな意識づけを継続して行うことや、意見箱の設置場所の工夫等により子どもがより意見を表明しやすい環境づくりが望まれる。虐待を受けた子どもやDV被害者の子どもについては、川崎市要保護児童対策地域協議会による関係機関連携の強化や、区単位の要保護児童対策地域協議会による子どもの情報の共有により対応の強化が図られた。また、児童家庭支援・虐待対策室の設置と区児童家庭課の専門職員の増員により身近な場所で対応できる体制が強化された。今後の課題として、より一層の関係機関の連携と適切な役割分担が望まれる。

⑨について、新たに始めた性同一性障害等の性的マイノリティの子どもに配慮した対応は、広報・啓発活動と関係機関との連携により具体的な対応が実施されており、今後も対応と支

援についての整備が求められる。個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に対応するためには、人材育成や人的資源の確保等、体制の整備と充実が求められる。

【推進施策4】は、子どもの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的認識を深めるような広報・啓発をするものである。

具体的な取組として、①子どもの権利や相談・救済に関する社会的な認識を深めるため、保護者、市民、民生委員、人権擁護委員、子どもに関わる施設職員、教職員、行政職員等を対象とした情報提供、学習機会、研修等の充実、②母子健康手帳の交付及び両親学級での広報啓発、保育園・幼稚園、子育て支援センター等における保護者への周知がある。

①について、子どもの権利に関する認識を深めるために、保護者、教職員を対象に条例パンフレットの配布、子育て情報誌の作成、ホームページの活用、各種研修会・講演会の開催など情報提供や啓発事業が実施され、特に子ども向けパンフレットの一斉配布にあたっては低学年にも分かりやすいマンガ入りリーフレットにするなど工夫が見られる。

②について、地域での子育て支援活動を充実させるため、保育園、地域子育て支援センター、こども文化センターにおける乳幼児の親子支援が進められ、子どもの権利については母子健康手帳にページを設けたり、両親学級では父親にとっても権利学習の機会にもなっている。今後もこれらの機会を活かし普及啓発を図る必要がある。

【推進施策5】は、学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるための教職員の意識向上を図り、体罰によらない対応の徹底と特にいじめや虐待を受けている子どもに対して学校内外で速やかに対応できる体制整備をするものである。

具体的な取組として、①「かわさき共生*共育プログラム」の実践、相談・救済に関する教職員の意識向上と体罰の禁止の徹底、②学校巡回カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充と教職員・学校支援の強化、人権オンブズパーソンや児童相談所との連携によるいじめ・虐待の早期発見、対応、防止がある。

①について、「かわさき共生*共育プログラム」は全ての小中学校で実施され、いじめや不登校を生まない環境づくりが図られた。効果測定の実施や検証により、学んだことが日常生活に活かされるようさらなる取り組みが望まれる。また、教職員への人権尊重教育の研修やスクールカウンセラーへの研修が実施され意識啓発が図られた。今後も研修内容の充実と全ての教職員への継続した意識啓発が求められる。

②について、こども支援室との連携で区単位での学校支援が強化され、人権オンブズパーソンや児童相談所と連携していじめ・虐待等の早期発見・対応につなげることができたが、SOSを発信できずにいる児童生徒も依然として存在することを考えると安心して発信・相談しやすい工夫や環境づくりが求められる。

【推進施策6】は、区役所を中心とした、子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害を防止するものである。

具体的な取組として、①職員研修や相談体制の充実と保護者等の支援、学校支援の強化、②母子相談・訪問事業、保護者へのグループカウンセリング等の支援、③乳幼児健康診査の受診率向上と状況把握、母子保健指導者研修の実施、④保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携、⑤こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能の充実と関係機関連携、⑥児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業がある。

区役所における相談体制は、こんにちは赤ちゃん訪問等、地域ぐるみの子育て支援が展開されている他、児童家庭課が新設され子ども教育相談員・保健師に加え、心理職・社会福祉職・保育士の専門職が配置され相談機能の強化が図られているが、子ども自身が相談できる窓口としてより相談しやすい環境作りが求められる。

【推進施策7】は、人権オンブズパーソン制度の整備・充実である

具体的な取組として、①子ども相談カードの配布、リーフレット、ホームページ等の子ども向け広報、②人権オンブズパーソンによる子ども教室の実施、③関係機関との意見交換、活動報告の作成、④子どもの人権侵害への早期対応、解決のための関係機関・団体等との連携の充実、がある。

子どもの相談受付件数、救済受付件数とも前年度より減少傾向ではあるが、相談窓口の名称をより親しみやすいよう名称改訂がなされ、イラスト等を多用したDVD等の動画及び啓発パネルを新たに作成する等、各種啓発活動や子ども向け広報の工夫が図られている。引き続き地域に出向く等を通じて直接子どもたちに気軽に安心して相談できることを働きかける必要がある。

子どもの相談及び救済の取組については、各所管部署が子どもの視点に立って、わかりやすく、親しみやすいようホームページやDVD、リーフレット等の広報媒体の工夫が見られる。また、相談事業においては、職員研修をはじめ、子どもに身近な学校や関係機関においてスクールカウンセラーや適応指導教室、24時間電話相談等の体制の充実が図られるとともに、各区役所に児童家庭課が新設され子ども教育相談員、保健師に加え、心理職、社会福祉職、保育士の専門職が配置され相談機能の強化が図られた。

いずれも充実の方向に向かっていることは評価できるところであるが、SOSを発信できずにいる子どもへの取組や関係機関連携のもと適切な対応がなされているか等の評価を行い、更なる体制整備と方向性を打ち出す必要があると思われる。

(2) 施策の方向2「子どもの意見表明・参加の促進」について

【推進施策8】は、川崎市子ども会議を活性化し、市政への子どもの意見表明・参加を促進するものである。

具体的な取組として、①川崎市子ども会議の充実による市政への子どもの意見表明・参加の促進、②行政区・中学校区における子どもの意見表明の場の確保と体制の整備、③子ども集会を開催するなどの子どもの交流の支援、④意思表明・参加の意義や楽しさを伝える広報の工夫等がある。

子ども会議への参加を通じて、市長への提言・報告を目標に、子どもたちが自ら課題を見つけ考えることができたのは、意見表明と参加の精神に相応しいものである。子ども会議を重ねていくことにつれ、意見表明の大切さを理解し、事案をより深く考え、より多くの子どもたちの意見を取り入れた提言に結び付けるような支援も必要である。

【推進施策 9】は、学校等における子どもの意見表明・参加を促進するものである。

具体的な取組としては、①学校教育推進会議等、学校における子どもの意見表明・参加の取組及び学校での実践の支援、②子どもの権利学習による参加意欲の促進、③不登校の子ども居場所における意見表明の支援、④学校以外の日常的な居場所における子どもの意見表明・参加の促進がある。

③について、不登校児童生徒の居場所となるフリースペース「えん」の存在が市民に認知されてきているほか、「こどもサポート旭町」の開設日を拡充して不登校等の子どもや保護者を支援しており、それぞれ子どもの意見表明の場として役割を果たしている。適応指導教室（ゆうゆう広場）では小集団での体験活動、学習活動により自主性の育成や社会復帰に繋がる支援を行い、多くの子どもたちに改善が見られたり、こども文化センターやわくわくプラザなどの運営にあたり幅広い子どもの意見を聴くために会議の企画、運営すべてを子どもが中心に行うことができたりしたのは成果であろう。

【推進施策 10】は、地域において子どもが自発的に文化的・社会的な活動に取り組めるよう環境整備をするものである。

具体的な取組としては、①地域の子どもの集い遊ぶ施設における意思表明・参加の場としての子ども運営会議の充実、②子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業の推進がある。

このうち②については多くの取組が行われているが、「そなえる。かわさき」は「やさしい日本語」を使い、外国人だけではなく、漢字が読めない子どもでも防災情報が得られる仕組みを提供した。日本は地震などの災害が多いため、子どもや日本語の不自由な外国人らの安全のために、「やさしい日本語」での情報提供はとても重要である。また、租税教育について、小学生へのリーフレットの配布、租税教室の開催により税に対する関心と理解を深めることができたことは子どもの市民意識の醸成のために大切なことであり、今後も「やさしい日本語」等の活用により子どもに分かりやすい掲載内容になるよう検討し、職員の理解、自発的な実行のための環境整備が必要である。

【推進施策 11】は、児童養護施設等で生活している子ども、多様な文化的背景をもつ子ども、障害のある子ども、不登校の子どもなど、個別支援の必要な子どもの意見表明・参加

を図るためのサポート体制を進めるものである。

具体的な取組としては、①児童養護施設等で生活している子どもへの学習支援の充実、②外国籍親子への保健サービス支援、外国籍の子ども等の意見表明・参加の支援、③学校・施設における多文化共生に関わる取組、多言語に対応する取組の推進、④障害のある子どもの意見表明・参加の支援、⑤障害のある子どもの地域活動参加のための各種障害福祉サービスの整備、⑦「心のかけはし相談員」、スクールカウンセラーの配置などを通しての不登校防止対策等である。

このなかで、③については、平成 25 年度から多言語広報の標準語にタガログ語を新たに追加し、「川崎市に住む外国人の皆さんへ」が 6 言語で作成されて各区役所で配布される等、外国人市民向けの情報をより広く利用できるようになったことは評価できる。外国人市民が日本語が不自由であることで不利益を被ることのないよう、今後も努力が求められる。また、「民族文化講師ふれあい事業」では、外国人市民が民族文化講師として学校の中で民族文化の紹介や指導を行い、事業を行った学校の外国籍児童から「自分の文化に自信をもった」という感想が寄せられた。今後も多文化共生の実現に向け、事業の充実と継続が期待される。

【推進施策 12】は、乳幼児が安心しておとなと関わりがつかれ、子ども同士の交流ができる環境の整備と、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実させるものである。

具体的な取組としては、①地域や関係機関の連携により、乳幼児を持つ親が安心して子育てができるための支援、②身近な地域で育児相談や情報交換等ができるための子育て支援事業の充実、③乳幼児を虐待から守るための保護者への啓発がある。

このなかで、③については、乳幼児の親に対して保育園の保護者懇で子どもの権利をテーマにして啓発を行い、保育園の職員にも研修を実施して、子どもの権利の意識を高めることができたことは評価できる。また、児童家庭支援・虐待対策室による市議会議員・民生委員児童委員と連携しての市内統一啓発活動や、市立中学生の標語募集啓発カレンダー作成事業を通じて、より効果的な広報・啓発ができた。今後も専門的な研修や幅広い対象者向けの啓発による虐待防止と共に、子どもの権利擁護を図る必要がある。

【推進施策 13】は、子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについて啓発するとともに、子どもに関わる人や支える人を支援するものである。

具体的な取組としては、①川崎市子ども会議サポーター等の地域における子どもの参加を支える人の支援、②「かわさき子どもの権利の日事業」を通しての子どもの意見表明・参加の意義の広報・啓発、③子どもの意見表明・参加の意義に関するおとなを対象とした学習機会や情報提供、研修会の充実等である。

このうち①については、川崎市子ども会議サポーター養成講座が実施され、子どもへの接し方、会議の運営について子どもたちをサポートする力の向上が見られたことは評価できる。子どもをより積極的に支援していくためには支援するおとなのスキルアップも必要である。毎年新しいサポーターが増えてもサポーター全体の質の維持が求められる。

③については、子どもの権利に関するさまざまな広報は行われているが「子どもの意見表明・参加の意義」についての広報・啓発は不十分に思われる。

子どもの意見表明・参加促進のためには、おとなが子どもの目線に立って理解した上で、その場を作らなければならない。よく言われるとおり、子どもは小さなおとなではなく、その年代によってそれぞれ完全な“人”として接することが大切である。子どもの時から、家庭、学校、地域社会、市政に至るまで、それぞれの場で子ども自身の意見が言える、分かりやすい社会の仕組みを作ることが課題であろう。

(3) 施策の方向3「子どもの居場所づくりの促進」について

【推進施策 14】は、子どもが利用する施設において、その運営や事業等への子どもの参加を一層進めるとともに、子どもが安心して過ごせるよう環境の整備を進めるものである。

具体的な取組としては、①子ども夢パークにおける「子ども運営委員会」、こども文化センター及びわくわくプラザにおける「子ども運営会議」の充実や、事業の企画・実施等への子どもの主体的な参加の促進、②こども文化センターの改修及びわくわくプラザ室の施設整備、③青少年の家等における施設運営等への子どもの意見の取り入れと居場所の環境整備、④子どもの居場所において子どもが安心してSOSを発信できるようにするための支援、⑤乳幼児の居場所づくりの充実がある。

このなかで、①については子ども夢パークは、条例に規定された子どもの権利が具体的に活かされる象徴的な施設と位置づけられる。平成25年度には10周年を迎え、その記念行事が開催される等、子どもの意見表明・参加が保障された象徴的な場に相応しい活動が着実に継続されていることは、評価されるべきである。一方、今後は、子どもが安心して利用できるような物的整備を進めると同時に、意見箱の設置場所を改善する等、いわば子どもの心理面からも「安全・安心な施設」となるよう、一層の充実が求められる。また、⑤の乳幼児が安心して安全に過ごせる場とは、その保護者が安心して利用できる場であることと同義ともいえるので、地域の特性に応じ、保護者のニーズに適合した施設・居場所づくりの整備が進められるべきである。

【推進施策 15】は、地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進するものである。

具体的な取組としては、①子ども夢パーク事業において音楽スタジオの利用等の中学生・高校生の居場所づくりの支援の充実、②こども文化センターの中学生・高校生世代の居場所づくりの推進、③中学生・高校生世代の子どもの文化・芸術活動をとおした居場所づくりの推進がある。

本施策は、音楽や舞台芸術といった文化的・芸術的活動を通じて中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進するものである。特に②については、既存の音楽室を活用することで子どもの居場所としての認識が広がり、利用者が年々増加傾向していることは一定の成果として評価したい。一方、③については、青少年舞台活動事業や青少年フェスティバル事業がそれぞれの活動を通じた実績を残しているものの、参加者の中で中学生・高校生世代の割合が不明である。今後は、各取組ともに、利用者・参加者が一部の地域や年代に偏ることのないよう公平性にも留意しつつ、利用者・参加者の一層の拡大を図るための広報活動にも注視していきたい。

【推進施策 16】は、不登校の子どもが安心していただけることのできる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めるものである。

具体的な取組としては、①適応指導教室（ゆうゆう広場）の充実と不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実、②子どもにふさわしい支援を行うための不登校対策連絡協議会の充実と、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携の推進等がある。

平成 24 年度に、高津区において市内 6 番目の適応指導教室（ゆうゆう広場）が開設されたことにより市内全域で通級しやすい環境が整えられ、また、心理・教育を専攻する大学院生や学部生からなる「メンタルフレンド」も年々拡充され、子どもと年齢が近く気軽に相談できる存在として大きく活躍している。その結果、通級登録者の 3 割以上が登校できる状態となり、または学校復帰を果たしたことは大きな成果といえる。一方で、川崎市内の公立学校における不登校児童生徒数（平成 24 年度）は 1,220 人にまで上昇しており（平成 25 年度川崎市教育調査統計資料）、通級登録者はその 2 割に満たない。生徒・保護者に対する効果的な広報を行うとともに、施設とそこでの活動の充実、マンパワーの更なる拡充が喫緊の課題である。

【推進施策 17】は、子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み、障害のある子どもが活動しやすい環境を整備するものである。

具体的な取組としては、①子どもが利用する施設のバリアフリー化の推進、②障害のある子ども等に地域での生活を支援するため、障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスの充実、③特別支援学級や特別支援学校の拡充と障害に関する理解を深めるための子どもの相互交流の推進等がある。

このうち、①について、こども文化センターの老朽化施設の改修やわくわくプラザの施設整備、各所のバリアフリー化工事が進められ、子どもが安心して安全に過ごせる施設に相応しい設備整備が整え進められていることは、評価されるべきである。他方、③特別支援学級児童と普通学級児童との交流、特別支援学校に在籍する児童と居住地の学校との交流に関しては、数値的なデータがなく、その実施状況は不明である。真のノーマライゼーションの実現には、福祉的な設備・制度の充実だけでなく、普通学級児童や地域児童、その保護者らの理解が不可欠であり、本取組もそのための啓発活動の一環と明確に位置づけ、具体的な獲得

目標や実績データを掲げて取り組むことが必要である。

居場所づくりの推進は、地域社会にその存在を認知され、現に子どもが利用することによって初めてその目的が達成されたといえる。その意味では、広報活動についてもより積極的に推進していくことが望まれる。

また、自己評価に当たっては、施策の目的を明確に掲げるとともに、その目的との関連性の中で、獲得目標や実績データ等の客観的な数値との対比で行われることが望ましい。

(4) 施策の方向4「子どもの権利に関する意識の向上」について

【推進施策 18】は、子どもが権利について学習ができるような条件整備と支援、特に学校における権利学習を進めるものである。

具体的な取組として、①川崎市子ども会議における子どもの権利学習の支援、②川崎市の子ども向けのホームページの子どもたちが親しみやすい内容への充実、③権利学習の位置づけ、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援の充実と検証、見直し、権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等の充実がある。

①について、子ども会議、子ども集会は実績を積み重ね成果も示されているが、子どもの視点からも、更に子どもたちが自分たちの権利について積極的に見識を深められる取り組みを進める必要がある。

また、②については、市や区を取組は充実の方向に向かっているが、今後もより関心を持たせられるよう工夫に努め、周知の方法や利便性の改善により、さらに関心を高められる取組を期待したい。

③については、権利学習派遣事業などでのロールプレイや参加型学習を通じて、児童に権利の理解や安全・安心について理解を深められた。一方権利学習の資料については、その内容に工夫、改善が見られるが、配布するだけであったり、担当者への啓発に留まらないように、実際の活用について日常の学習にどう生かして実施していくかが今後の課題である。

【推進施策 19】は、個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について、気づいたり学んだりできるように支援するものである。

具体的な取組として、①日本語の指導が必要な児童生徒への日本語指導等協力者派遣事業の推進による生活言語及び学習言語習得の充実、②多様な文化的背景のある子ども、不登校の子ども、障害のある子ども等が子どもの権利について学習する際の個々の状況に合わせた方法の工夫、③児童養護施設に入所する子どもに対して「子どもの権利ノート」の趣旨の周知、施設管理者に対する「子どもの権利ノート」活用の働きかけがある。

①については、日本語の習得や学校生活への適応などについての支援を行い、実績を積み

重ねながら定着してきている。一方、日本語の指導を必要とする帰国子女や外国籍児童生徒の指導や相談件数は年々増加し、今後派遣回数や講師の人材確保が大きな課題になっている。

②については、「子どもの権利学習資料」等を、毎年見直し改訂版を発行している。また漢字にすべてルビをふり誰にでも理解が深まり関心が高まるように努めているが、個々の状況に合わせた指導の工夫については、今後個々の子どもの立場に沿った具体的な支援の在り方を考え、実施していく必要がある。

③については、入所時に配布、説明し周知に努めているが、その後も必要に応じて個別に活用していくためにも、子どもたちへのきめ細かな観察と対応が施設管理者並びに職員に求められている。

【推進施策 20】は、学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習の推進と啓発の推進、また子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発・研修を充実させるものである。

具体的取組として、①「かわさき子どもの権利の日事業」の市民参加のもとでのさらなる充実、②「子どもの権利の日週間」を中心とした権利学習の公開授業を進め、実施状況を調査して学校での取組を充実させる支援、③青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供の充実と、連携の推進、④広報啓発資料「子どもの権利Q&A」、条例パンフレット等への子どもの意見の取り入れと効果的な配布、活用の促進、⑤親、地域及び教職員等のおとなを対象とした研修の充実、子どもの権利に関する理解へのさらなる啓発、⑥保健福祉センターでの事業における子どもの権利に関する啓発と職員研修の推進、⑦子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ及び保育園等での子どもの権利に関する職員研修の支援、⑧子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関の職員を対象とした子どもの権利に関する研修の実施等、⑨行政職員を対象とした研修の充実と子どもの権利に関する啓発がある。

①については、関係団体との連携のもと啓発活動を有効に行えているが、今後の更なる実施団体の確保や連携・協働の強化が課題である。また②の公開授業については、子どもの権利に関する有効な広報、啓発に更なる工夫が求められる。

③の子育て支援関係の各種事業では、活動に工夫が見られ一定の成果が認められるが、子どもの権利を守るという視点での活動内容の充実や関係機関同士の連携を今後さらに進めていく必要がある。子どもの権利パンフレットは、新たにマンガ入りリーフレットを作成し内容を理解しやすく工夫し啓発に努め成果をあげた。

④について、「子どもの権利Q&A」を研修会で配布し活用を促しているがまだ十分とは言えない。「子どもの権利Q&A」の内容は大変充実しており、今後権利学習の機会を通じて更に活用に努めることを望みたい。

⑤⑥⑦⑧のおとなを対象にした子どもの権利に関する理解の推進と啓発については、対象のおとなも市民グループ、保育園長、子育て支援関係者、保護者等多岐にわたって数多く実

施している。また広報・啓発事業への講師の派遣等については、事業のPRに努めた結果、各関係団体からの派遣依頼も増え啓発活動の成果を上げた。今後更にニーズの把握ときめ細かな対応に努める必要がある。一方、講師として派遣可能な職員の絶対数が不足し、今後対応可能な職員の育成が大きな課題になっている。併せて事業ごとの取り組みの中で、子どもの権利の視点をより明確にし、実施・評価がなされることが求められる。

⑨については、子どもの権利、多文化共生への理解の推進、帰国子女や外国籍児童生徒への支援等についてのテーマで研修を展開し成果をあげているが、更に子どもの権利という視点を掘り下げ、現実の問題に即しながらより充実した内容で展開していくことを期待したい。

「条例パンフレット」「子どもの権利ノート」等の子どもの権利学習資料については、内容は充実してきているが、それぞれの活用が課題である。また、意識を向上させるための普及・啓発活動については、子どもの権利についての深い知識やそれを語る講師が不足してきていることが、大きな課題である。

3 むすびに

市が実施した施策・事業の自己評価に対する委員会による検証・評価には、一定の難しさがあった。各施策や事業等が各地の現場でどう生きていて、受け止められているか、その実状を把握できればより実態に即した適切な観点から検証・評価が可能と思われるが、(アンケート等を参考にしても)全体についてそうした検証は実際上限界があることも確かである。事実上、検証は子どもの権利保障の推進の観点からの評価、経年の変化の特徴や評価報告から伺える事業主体の意識のあり方への評価が主体となる。しかし、そうした検証・評価であることは、委員会の役割を減じるものではない。権利委員会の検証・評価は、条例を指針にした総合的視点から、子どもの権利に関わる市の子ども施策の継続的進展と深化をはかることにあると考える。また、委員会は諮問に応じた審議・検証作業を行っており、本評価はその報告答申につながるものでもあり、併せてご参照頂きたい。

本意見が次期の行動計画の実施に活かされ、市民の子どもの権利に関する意識の広がりや条例への理解、子どもへの支援につながることを願っている。